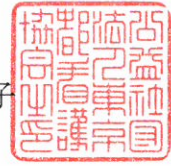


東京都知事
小池百合子 殿

公益社団法人 東京都看護協会
会長 山元 恵子



当協会が育成している災害支援ナース派遣に係る
「災害時の救護活動等についての協定書」の変更について

ご承知のとおり、現在、我が国では、新型コロナウイルス感染症の感染対策及び感染制御が喫緊の課題となっており、医療現場では、この課題への対応で多忙を極め、医療提供体制はひっ迫してきている状況です。

こうした状況を踏まえ、令和2年4月7日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、東京都もその対象地域となりました。この緊急事態宣言を実効化するために、東京都も東京都医師会や民間医療機関等とも緊密な連携を取りながら、更なる医療提供体制等の強化に取り組んでおられることと存じます。

しかし、都内の感染者数は4月に入り危機的に急増しています。中でも、令和2年4月12日、中野区の浄風園中野江古田病院では、新型コロナウイルスの大規模な感染（本日現在、95名）が確認されました。

当協会が調査した結果、同病院では約90名の入院患者に対し約20名の看護職員が連日24時間体制で看護業務にあたり、看護職員には極度の疲弊がみられます。

今後、同病院のように、看護職員の感染者数がさらに増加した場合、それに代わる看護職員の確保は困難です。したがって、同病院の患者90名の医療及び看護は実施されることなく、地域の医療体制は崩壊します。東京都内ではこのような200床未満の病院が約8割を占めているのが現状です。

以上を踏まえ、今後、感染防止への体制を強化し医療現場を守るとともに、新型コロナウイルス感染拡大を阻止するために、以下の要望をいたします。

【要望】

- 東京都と当協会との間で締結した平成24年10月30日付「災害時の救護活動等についての協定書」（以下「本協定」という。）を見直した上、変更契約を締結されたい。
 - (1) 本協定第2条の「災害」には、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大に起因する場合も含むものとする。
 - (2) 上記(1)の場合に必要な措置を新設する。